

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
観光・文化施設整備・運営に関する民間活力導入可能性調査業務 一式
- (2) 業務の仕様  
別添「観光・文化施設整備・運営に関する民間活力導入可能性調査業務」委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間  
契約締結日から平成32年2月28日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の監査・コンサルティングに登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年4月5日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から過去5年以内にPPP/PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザー契約等の実績があること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課  
電話 0857-26-7088  
電子メール shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成 31 年 3 月 29 日（金）から 4 月 22 日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/283840.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 31 年 3 月 29 日（金）から 4 月 22 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1) の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 31 年 4 月 23 日（火）午後 1 時 30 分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 19 日（金）午後 5 時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県庁本庁舎 地階第 6 会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 2 号）を作成し、電子メールにより 4 の (1) の場所に平成 31 年 4 月 8 日（月）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、平成 31 年 4 月 15 日（月）にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/283840.htm>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により 4 の (1) の場所に平成 31 年 4 月 16 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

(1) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）

(2) 2の(4)が確認できる書類(契約書の写し等)

## 8 資格審査について

6の(3)により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否についての通知は行わない。開札時に予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者から順に6の(3)により提出のあった書類の審査を行い、入札参加資格を有するものが落札者として決定した後は、それ以外の者の審査を省略して、この案件に限り「不備があっても無効としない」扱いとする。

## 9 入札条件

(1) 本件入札は紙入札により行うものであること。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

なお、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることを見込んでいるため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の法令改正により消費税率等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

(3) 入札書(様式第5号)及び委任状(様式第3号)の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

(4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)

(7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(8) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 11 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。  
なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いるときは、くじにより決定する。

#### 12 契約書作成の要否 要

#### 13 手続における交渉の有無 無

#### 14 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

#### (5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、

特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
  - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (6) 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 4 号) を、4 の (1) の場所に提出すること。

## くじ抽選の方法について

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いる場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

### 1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。なお、当該入札書のうちくじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。

### 2 くじの手順

- (1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」(0, 1, 2, 3, …)を付与する。
- (2) くじ対象者の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計をくじ参加者の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の「抽選番号」の見積参加者を落札者とする。

例) くじ対象者が 3 者の場合

(1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」(0, 1, 2, 3, …)を付与する。

業者名	任意のくじ番号	業者コード	抽選番号
A 社	1 2 3	0 0 1 0 9	0
B 社	0 7 8	0 2 1 0 3	1
C 社	3 4 9	1 4 2 9 1	2

(2) くじ番号の和を求め、くじ対象者数で除算し、余りを算出する。

$$1\ 2\ 3\ (\text{A社}) + 0\ 7\ 8\ (\text{B社}) + 3\ 4\ 9\ (\text{C社}) = 5\ 5\ 0$$

$$5\ 5\ 0 \div 3\ (\text{者}) \cdots \underline{\underline{\text{余り}\ 1}}$$

(3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	落札
A 社	0	
B 社	1	○
C 社	2	

※抽選番号と余りが一致

## 別記

### 個人情報取扱業務契約特記事項

#### (個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

#### (提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### (事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

#### (契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。